



宮 崎 県 公 報

平成23年 4 月 1 日 (金曜日) 号外 第 41 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示…………… (総務事務センター) 1
- 宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示…………… (管理課) 8
- 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加

頁

訓 令

- 者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示…………… (管理課) 9
- 宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し (2 件) …………… (会計課) 10
- 宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令…………… (総務課) 10
- 宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令…………… (財政課) 11
- 第10次鳥獣保護事業計画の変更…………… (自然環境課) 13

公 告

告 示

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。
平成23年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 233号

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱 (昭和46年宮崎県告示第93号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(競争入札参加資格審査の申請) 第 3 条 [略] 2 [略] 3 申請書は、 <u>登録基準年 (平成 8 年及び同年の後 3 年ごとに来る年をいう。以下同じ。)</u> の 4 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 8 月 1 日から 9 月 30 日までの期間は提出できないものとする。ただし、 <u>物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年宮崎県規則第 69 号) 第 2 条第 5 号の特定調達契約の締結が見込まれるとき、又は知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u> (資格の審査及び名簿への登録) 第 4 条 知事は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、別に定める業種の区分に応じ書類審査又は実態調査をして、次に掲げる者以外の者で名簿に登録することが適当であると認められたものについては、これを名簿に登録するものとする。 (1)～(3) [略]	(競争入札参加資格審査の申請) 第 3 条 [略] 2 [略] 3 申請書の受付期間は、次のとおりとする。 (1) <u>定期受付 登録基準年 (平成 8 年及び同年の後 3 年ごとに来る年をいう。以下同じ。)</u> の 7 月 1 日から 7 月 31 日まで (2) <u>随時受付 登録基準年の 10 月 1 日から同日以降に最初の登録基準年の 9 月 30 日まで</u> (資格の審査及び名簿への登録) 第 4 条 知事は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、別に定める業種の区分に応じ書類審査又は実態調査をして、次に掲げる者以外の者で名簿に登録することが適当であると認められたものについては、これを名簿に登録するものとする。 (1)～(3) [略] (4) <u>経営者等 (法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)</u> が、 <u>暴力団関係者 (暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)</u> 又は暴力団 (同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。) である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者

(4) [略]

2 [略]

(名簿の有効期間)

第 5 条 名簿の有効期間は、登載の日から同日以降に来る最初の登載基準年の 9 月 30 日までとする。ただし、登載基準年の 1 月 1 日から 5 月 1 日までに名簿に登載をされた者については、同年の 9 月 30 日までとする。

(入札参加資格の取消し)

第 7 条 知事は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 13 条に規定する審査会の審査を経て、競争入札参加の資格を取り消すことができる。

(1) 第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当するに至ったとき。

(2)・(3) [略]

2 [略]

別記様式第 1 号を次のように改める。

(5) [略]

2 [略]

(名簿の有効期間)

第 5 条 名簿の有効期間は、登載の日から同日以降に来る最初の登載基準年の 9 月 30 日までとする。ただし、登載基準年の 1 月 1 日から 9 月 30 日までに名簿に登載をされた者については、同年の 9 月 30 日までとする。

(入札参加資格の取消し)

第 7 条 知事は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 13 条に規定する審査会の審査を経て、競争入札参加の資格を取り消すことができる。

(1) 第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に該当するに至ったとき。

(2)・(3) [略]

2 [略]

別記
様式第1号(第3条関係)

競 争 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

私(申請者)は、宮崎県が発注する物品の買入れ等に係る契約の入札に参加したいので、指定の書類を添えて、競争入札参加資格の審査を申請します。

なお、この競争入札参加資格申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

申 請 者

住所又は所在地	□□□ - □□□				
(カナ)商号又は名称				実 印	
氏 名 (法人にあつては代表者職氏名)					
電話番号	市外局番 ()	局 番	番 号		FAX番号 ()
債権者番号	2				※債権者番号の欄は継続申請の方のみ記入

申請する営業種目

	(1) 物品に関する業種		(2) 役務の提供に関する業務		
	主な営業種目	その他の種目		主な営業種目	その他の種目
種目記号	—	—	—	—	—
種目名					
主 な 取扱品目					
代 理 店 等 の 名 称					

業務内容を具体的に記入してください。
(但し、1業務12文字以内)

申請書記入責任者 (内容等照会先)	所属名		
	職・氏名		
	電話 ()	FAX ()	

別紙2

商号又は名称		代表者職氏名	
--------	--	--------	--

営業概要及び申請する営業種目の許可認可等について

1 営業概要

(1) 営業等の状況

年間売上総額	円
--------	---

登記簿上の営業年数	年 月
-----------	-----

	常勤(正社員)	その他(臨時・パート)	合計
従業員数	人	人	人
(上記のうち雇用している障がい者数)	人	人	人

(2) 資本の状況(法人のみ記入)

負債・純資産合計	円
(うち純資産合計)	円
(うち資本金)	円

流動資産	円
流動負債	円

2 申請する営業種目の許可、認可等

許可、認可等の名称	取得者氏名	取得番号等	取得年月日

別紙 4

特別徴収実施確認・開始誓約書

平成 年 月 日

所在地 (住所)

法人名 (屋号)

代表者氏名 _____ 印

チェック欄 (いずれかに該当する項目にチェックを入れてください。)

〈領収証書の写し添付〉

- 当事業所は、現在 _____ 市 (町・村) の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 直近の領収証書の写しを添付してください

直近の領収証書の写しを添付してください。

添付する領収証書の写しが無い場合等

〈特別徴収実施確認〉

- 当事業所は、現在 _____ 市 (町・村) の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。 → 確認印を受けてください

市 (町・村) 確認印

〈特別徴収義務が無い場合〉

- 当事業所は、特別徴収義務の無い事業所です。 → 確認印を受けてください

〈開始誓約〉

- 当事業所は、平成 _____ 年 _____ 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。
つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社 (者) あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第 4 条第 1 項第 4 号、第 7 条第 1 項第 1 号及び別記様式第 1 号の規定は、平成23年を登載基準年とする競争入札参加資格審査から適用し、平成20年を登載基準年とする競争入札参加資格審査については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定によりなされている手続その他の行為は、この告示による改正後の物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示をここに公表する。

平成23年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 234号

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示

宮崎県工事請負契約約款（平成 8 年宮崎県告示第 515号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(前金払)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 発注者は、受注者が第 6 項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 <u>3.3</u>パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、<u>3.3</u>パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、<u>3.3</u>パーセントの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第45条 [略]</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 <u>3.3</u>パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、<u>3.3</u>パーセントの割合とする。）で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第 2 項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 <u>3.3</u>パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、<u>3.3</u>パーセントの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第 1 項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条又は第46条の 2 の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 <u>3.3</u>パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、<u>3.3</u>パーセントの割合とする。）で計算し</p>	<p>(前金払)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 発注者は、受注者が第 6 項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 <u>3.1</u>パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、<u>3.1</u>パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、<u>3.1</u>パーセントの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第45条 [略]</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 <u>3.1</u>パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、<u>3.1</u>パーセントの割合とする。）で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第 2 項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 <u>3.1</u>パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、<u>3.1</u>パーセントの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第 1 項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条又は第46条の 2 の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 <u>3.1</u>パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、<u>3.1</u>パーセントの割合とする。）で計算し</p>

た額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～8 [略]

(賠償金等の徴収)

第51条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年 3.3パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下この条において同じ。）で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 3.3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成23年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 235号

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第 369号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入札参加者の資格)</p> <p>第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる者でないこと。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(資格の取消し)</p> <p>第11条 知事は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条に規定する審査会の審査を経て、入札参加資格の認定を取り消すものとする。ただし、第3条第1号アに該当するに至ったときは、審査会の審査を要しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(入札参加者の資格)</p> <p>第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる者でないこと。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p><u>オ 第11条第1項第3号又は第4号に該当することにより入札参加資格の認定を取り消された者で、その取消しの日から2年を経過しないもの</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(資格の取消し)</p> <p>第11条 知事は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条に規定する審査会の審査を経て、入札参加資格の認定を取り消すものとする。ただし、第3条第1号アに該当するに至ったときは、審査会の審査を要しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 役員等（有資格業者が個人である場合にはその者を、有資格業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。</u></p> <p><u>(4) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p>
<p>2 [略]</p> <p>別表第2（第14条関係）</p> <p>[略]</p>	<p>2 [略]</p> <p>別表第2（第14条関係）</p> <p>[略]</p>

森林整備課長
[略]

自然環境課長
[略]

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 236号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第1項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成23年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定を取り消した売りさばきをする場所	指定を取り消した売りさばき人の名称	指定取り消し年月日
都城市姫城町6街区21号 都城市役所庁舎内売店	大浦株式会社	平成23年2月8日

宮崎県告示第 237号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第1項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成23年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定を取り消した売りさばきをする場所	指定を取り消した売りさばき人の名称	指定取り消し年月日
西臼杵郡高千穂町大字三田井13	財団法人 西臼杵郡自治協会	平成23年4月1日

訓 令

宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成23年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第 4 号

本 庁
各出先機関

宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令

宮崎県電子署名規程（平成17年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																														
（電子署名を付与する電子文書の発行者名）	（電子署名を付与する電子文書の発行者名）																														
第5条 電子署名を付与した電子文書は、次に掲げる職名及び署名をもって発信するものとする。	第5条 電子署名を付与した電子文書は、次に掲げる職名及び署名をもって発信するものとする。																														
（1）～（8） [略]	（1）～（8） [略]																														
<u>（9）～（11） [略]</u>	<u>（9） 畜産・口蹄疫復興対策局長</u>																														
2 [略]	2 [略]																														
別表（第6条関係）	別表（第6条関係）																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>電子署名に用いる職名</th> <th>鍵情報等管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>危機管理局長</td> <td>危機管理局危機管理室長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>企業立地推進局長</td> <td>企業立地推進局次長</td> </tr> <tr> <td>観光交流推進局長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	電子署名に用いる職名	鍵情報等管理者	[略]		危機管理局長	危機管理局危機管理室長	[略]		企業立地推進局長	企業立地推進局次長	観光交流推進局長	[略]	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>電子署名に用いる職名</th> <th>鍵情報等管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>危機管理局長</td> <td>危機管理局危機管理課長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>企業立地推進局長</td> <td>企業立地推進局企業立地課長</td> </tr> <tr> <td>観光交流推進局長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>畜産・口蹄疫復興対策局長</u></td> <td><u>畜産・口蹄疫復興対策局復興対策推進課長</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	電子署名に用いる職名	鍵情報等管理者	[略]		危機管理局長	危機管理局危機管理課長	[略]		企業立地推進局長	企業立地推進局企業立地課長	観光交流推進局長	[略]	<u>畜産・口蹄疫復興対策局長</u>	<u>畜産・口蹄疫復興対策局復興対策推進課長</u>	[略]	
電子署名に用いる職名	鍵情報等管理者																														
[略]																															
危機管理局長	危機管理局危機管理室長																														
[略]																															
企業立地推進局長	企業立地推進局次長																														
観光交流推進局長	[略]																														
[略]																															
電子署名に用いる職名	鍵情報等管理者																														
[略]																															
危機管理局長	危機管理局危機管理課長																														
[略]																															
企業立地推進局長	企業立地推進局企業立地課長																														
観光交流推進局長	[略]																														
<u>畜産・口蹄疫復興対策局長</u>	<u>畜産・口蹄疫復興対策局復興対策推進課長</u>																														
[略]																															

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(裏)

[納入場所]

次の金融機関（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）で納入してください。

- 宮崎銀行本店・支店（指定金融機関）
 - 宮崎太陽銀行本店（指定代理金融機関）・宮崎県内支店（収納代理金融機関）
 - みずほ銀行本店・支店で国内に所在するもの（収納代理金融機関）
 - 上記以外の金融機関の本店・支店等で宮崎県内に所在するもの（収納代理金融機関）
- 普通銀行
信託銀行
商工組合中央金庫
労働金庫
信用金庫
信用組合
信用農業協同組合連合会
農業協同組合
信用漁業協同組合連合会
漁業協同組合（一部を除く。詳しくは、各漁業協同組合にお問い合わせください。）

別記様式第77号(その2)及び別記様式第77号(その3)中「請負者」を「受注者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第1項の規定により、第10次鳥獣保護事業計画を変更した。

なお、当該事業計画書は、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する。

平成23年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

--	--